

公益社団法人本宮市シルバー人材センター事務費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が業務の発注者から徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

(事務費の徴収)

第2条 センターは、業務の受注、会員への業務の提供、及びセンター事業遂行に要する経費として事務費を徴収する。

2 事務費は、業務見積もりの総額に含め、業務完了によりセンターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、センター事業の実施に要する適正な費用を賄う額及び法人運営に要する適正な費用を賄う額を超えない額とする。

2 前項の額は、受注額（配分金に相当する見積額）の概ね10%から20%とし、理事会において定める。

3 労働者派遣契約での受注における事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積額）の概ね20%から25%とし、理事会において定める。

ただし、本事業にかかる福島県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の事務費は、これに含めず、連合会規程の事務費を個別に計算し合算して請求するものとする。

(事務費の用途)

第4条 事務費は、センターの事業及び法人運営を遂行するための経費に充てる。

(事務費の割振)

第5条 事務費の収支予算に計上する割振りは、次のとおりとする。

(1) 当該公益目的事業を執行するために要する事業費

(2) 当該公益目的事業を執行するために法人の維持、運営に要する法人管理費
(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務費に関し必要な事項は理事長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。